

令和7年度「障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”」事業 募集要領

1 目的

障がいのある方が、買い物に不便を感じられている方のもとへ、施設で作った食品や、地域で調達した日用品などを届けるとともに、高齢者のお宅を訪問し、「買い物支援」や「高齢者等の見守り」など「日常生活を支える主役」となる就労のかたちとして事業を展開することで、障がいのある方がやりがいを持って生き活きと働くことのできる場の創出と、障がいのある方と地域の高齢者等の「絆づくり」を目的とするものである。

2 対象事業について

(1) 対象事業の内容

障がいのある方が、買い物に不便を感じられている方のもとへの、施設で作った食品や、地域で調達した日用品などの宅配や移動販売の実施による、高齢者の見守りと合わせて障がい者の就労に関する支援を行う事業を対象とする。

(2) 補助金の予算

1 事業者あたり上限 100 万円

補助率は 10 / 10 以内とし、審査により補助事業者数及び補助金額を決定する。

3 事業対象者について

この補助金の事業対象者は、徳島県内において事業所を開設している次のいずれかに該当する者であること。

- ・就労継続支援 A 型事業所
- ・就労継続支援 B 型事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・地域活動支援センター
- ・その他知事が認める団体

4 対象経費について

(1) 対象経費は、事業の実施に必要な、次に定める経費とする。

- ①事業の立ち上げや拡大に必要な車両購入費及び備品購入費
- ②その他事業実施にあたり特に必要と認められる経費

(2) 次の経費は、交付対象経費から除く。

- ①賃金
- ②会議、研修会、交流会の開催等に伴う飲食費
- ③日常的な運営経費（車両の燃料費、電話代・プロバイダー料等）
- ④土地・建物等を取得するための経費
- ⑤国や地方公共団体等の他の機関から助成等を受けている経費

5 申請について

本事業の申請方法については、協議書による事前協議制とし、提出された事業計画の

内容を審査した上で交付団体を決定する。

(1) 提出書類

- ① 事前協議書
- ② 【別紙 1】 補助金所要額調書
- ③ 【別紙 2 - 1】 事業計画書
- ④ 【別紙 2 - 2】 支出予定額内訳書
- ⑤ 金額の根拠資料（見積書、カタログ等）

(2) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）（消印有効）

(3) 提出方法

持参又は郵便により提出すること。

(4) 提出先及び問合せ先

徳島県保健福祉部障がい福祉課社会参加・啓発担当

〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地

電 話 088-621-2238

ファクシミリ 088-621-2241

電子メール syougai-fukushika@pref.tokushima.lg.jp

6 申請に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合、失格又は無効となる。

- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 事業対象者の要件を満たしていない場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 申請者による業務履行が困難であると判断された場合
- ・ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ・ 申請は 1 団体につき、1 件とする。
- ・ 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位に限る。

7 審査

徳島県地域支え合い活動推進事業費補助金審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会において、事業計画、補助団体及び補助額について、事前協議書類に基づき審査する。

なお、審査に当たっては、活動における実現性及び継続性、効果・創造性等を重視するとともに、別表の事業未実施の市町村における活動を優先する。

また、必要に応じて、委員会によるヒアリングを実施する場合がある。

8 決定等

- (1) 補助額は、予算の範囲内で、経費の内容を精査の上、決定する。
- (2) 審査の結果については、選定後、申請者宛て通知する。なお、審査等に関する照会、問合せには、一切応じない。

9 事業報告等

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書を県に提出するものとする。

別 表

「障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”」事業の未実施市町村一覧

上勝町

那賀町